

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 30 年 6 月 5 日現在

機関番号：17102

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2017

課題番号：15K02005

研究課題名(和文) カントの超越論的哲学とメルロ=ポンティの現象学の比較研究

研究課題名(英文) The Comparative Study of Kant's Transcendental Philosophy and Merleau-Ponty's Phenomenologie

研究代表者

圓谷 裕二 (Tsuburaya, Yuji)

九州大学・人文科学研究院・教授

研究者番号：60227460

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,100,000円

研究成果の概要(和文)：本研究の目的は、カントの超越論的哲学とメルロ=ポンティの現象学を比較することによって、近現代哲学の全般的な動向を見定めることである。このことはまた、カントの基礎づけ主義の哲学とメルロ=ポンティの相対主義的・歴史主義的哲学を比較することでもある。これら二つの傾向は、近現代哲学全般のうちに見届けられるものであり、本研究の最終目的は、相反するこれら二つを架橋することである。本研究は、この課題を、単に理論的観点のみならず、実践的・倫理的観点や美学・芸術学的観点からも遂行しており、この意味において本研究は、今後の西洋哲学の研究に対して一石を投じるものである。

研究成果の概要(英文)：The purpose of this research is to discern the total trend of modern and present philosophy by comparing Kant's transcendental philosophy with Merleau-Ponty's phenomenology. Furthermore, this is also to compare Kant's foundationalism with Merleau-Ponty's relativistic and historical philosophy. The final purpose of this research is to dissolve the confrontation between these opposite philosophy. This research carries out this subject not only from a theoretical but also a practical and aesthetic viewpoint.

研究分野：近現代のドイツ哲学およびフランス哲学

キーワード：カント メルロ=ポンティ 超越論的哲学 現象学 基礎づけ主義 相対主義 歴史主義 アプリオリ主義

### 1. 研究開始当初の背景

超越論的哲学と相対主義の対比は、近現代哲学における基礎づけ主義と相対主義の対比とも言い換えることができるが、本研究は、近現代哲学の全般的趨勢のうちこれら二つの側面ないし契機を見届けながら、それぞれの性格やその次元や構造、および両契機の関連異同等を、カントとメルロ=ポンティのそれぞれの哲学の対比を通して解明する試みである。

### 2. 研究の目的

本研究の目的は、カントの超越論的哲学とメルロ=ポンティの現象学を比較検討することによって、近現代哲学の基本動向を見定めることである。本研究の具体的方法は、両者の哲学の比較研究に即して展開されるが、しかしまたこの研究は、より一般的には、基礎づけ主義的な哲学と相対主義的な哲学という近現代哲学全般のうちに見届けられる二種の傾向に対して、これら両者を架橋するというさらなる課題をも視野に収めている。

### 3. 研究の方法

本研究は、三年の研究期間において、次の三つの領域についての比較研究を段階的に遂行しながら、最終的には三領域に共通する全体的視点を打ち出すことによって研究目的の達成する。

三つの領域とは、第一に、認識論・存在論・真理論に関わる領域であり、第二に、価値論・行為論・法政治論さらに歴史論に関わる領域であり、第三に、美学・芸術論の領域である。カントとメルロ=ポンティにおけるこれら三領域のそれぞれに関わる理論的、実践的、美学的考察を踏まえながら、超越論的哲学と現象学の立場の相違を際立たせるとともに両者の立場を調停する視点の解明という方法を採用している。

### 4. 研究成果

メルロ=ポンティは、デカルトやカントの観念論的哲学を「反省哲学 *philosophie réflexive*」と呼び、それを彼の現象学の立場から批判しているが、批判の主な理由は次の如くである。

反省哲学は「世界」を一義的に規定される因果必然の世界と見なすことによって、現象学的反省が本来向かうべき「前反省的なもの」である「知覚世界」=「生きられる世界(生活世界)」を飛び越えてしまい、その世界から離反してしまった。そしてそれと連動する仕方、世界を認識する主観を、そのような因果必然の世界を可能性にする根拠(条件)として捉えることによって、主体を、「世界へと身を挺した」(PP ) 受肉した身体主体つまり「世界内存在 *l'être-au-monde*」として捉えることができなくなってしまった。つまり認識主観は身体主体ではなく、身体なしに思惟する自己意識という「無世界的な

*acosmique(weltlos)*主観」になってしまった。

このようにカントの「反省哲学」を批判する際にメルロ=ポンティは、反省哲学が自然科学の「外部的思考」と密接な関係にあると見なして、反省哲学に対する批判を、「科学的思考」への批判と表裏をなす仕方ですべて行っている。

「知覚世界」ないし「生きられる世界」の飛び越えという点において科学と密接に関連する反省哲学は、カントが自然についての真理認識だと見なした数学的自然科学について、それを、「内在」の観点から、つまり「思惟する私」の観点から捉え直すことによって、科学を哲学的ないし形而上学的に基礎づけようとする。

科学の存在論が、即自的世界と「宇宙観察者」との「外的関係」に基づく科学的实在論であるのに対して、反省哲学は、そのような科学的認識を哲学的に基礎づけるために、实在論をいわば逆転した立場、すなわち、「まったく観念的で精神的でさえある内在の反定立」の立場に立脚する。すなわち、世界と主観について言えば、反省哲学は、知覚する私を、「世界に身を挺した」身体主体としてではなく、知覚するという精神作用、つまり「知覚するという思惟 *pensée de percevoir*」と見なし、他方、「知覚される世界」=「生きられる世界」を、思惟によって「思惟される物」(VI53/51)として観念化した。つまり反省哲学は、「世界に身を挺した」「受肉した主体を、超越論的主観に転換し、そして知覚される世界の实在性を観念性に転換」(VI52/49)してしまった。

ところで、世界の即自存在を認める科学的实在論を「内在」の観点から哲学的に基礎づけようとする反省哲学が、实在論とは逆に超越論的観念論の立場に立つというのは、いかにも奇妙に思えるかもしれない。この点については、例えば、ヴィトゲンシュタインの『論理哲学論考』の次の言葉、すなわち、「独我論は、それが厳密に遂行されれば、純粋な实在論と重なる」(TLP5.64)という言葉が連想されるかもしれない。メルロ=ポンティもまた、「[徹底した]超越論的観念論は絶対的实在論である」(PP430)と語っている。反省哲学は、「意識を、絶対的存在と近親な関係に置く」(PP51)。このように科学的实在論と超越論的観念論はまさに表裏の関係にあるのだ。「構成されたものは構成するものにとってしか存在しないのだから、そこでは、けっして、同一の主観が世界の一部であると同時に世界の原理でもあるのはどうしてなのか」(PP51)という問題などは問題として意味をなさなくなってしまう。

ところで、いかなる哲学であれ、みずからの立場こそが自己と世界に関する真理だと思いこんでいるように、反省哲学自身もまた当然のごとく、みずからの見解こそが根源的な真理の表現だと考え、そのために、それを主題とする『純粋理性批判』の「超越

論的分析論」をカントは「真理の論理学」(B87)と呼んだわけである。

メルロ=ポンティによれば、「反省哲学は、われわれと世界との母なる絆を理解するためには、[まず]その絆を解体して、[次に]それをふたたび作り上げることによってしか、つまり、その絆を、構成しそれを模造することによってしか、可能ではないのだと考えている」(VI54/52)。言い換えれば、反省哲学は次のことを暗黙に前提しているのだ。すなわち、「われわれと世界との絆」というのは、それを構成する諸要素なり諸構成条件へと、すなわちカント的に言えば、経験一般の可能性の諸条件へと還元できるのだ、という前提を暗黙に認めている。そしてこのことはまた、「われわれと世界との絆」の背後に遡ることができ、それによってその絆を<基礎づける>ことができるのだということを知っていることにもなる。

ところが、メルロ=ポンティにとっては、「われわれと世界との絆」は、反省に先立ってあらかじめすでに生きられているような「前反省的なもの」であり、徹頭徹尾全体的で一体的であり、したがってまた反省による諸要素への分解などは不可能なのである。それゆえそのような「生きられた」「前反省的なもの」は、「[科学的に]説明 expliquer されたり[反省的に]分析 analyser されたりするのではなく、[現象学的に]記述 décrire される」(PP )ことができるだけである。それにもかかわらずその絆を可能性の諸条件に還元してしまえば、たとえその絆を構成諸要素から再構成してもそれはもはや当初の全体性ではなくなり、たんに二次的に構成された抽象物にすぎなくなってしまう。例えば、生き生きとした人間を分解(解剖)した後で臓器や器官を縫い合わせても元の同じ人間の再現ではないように。

ところが、反省哲学は、みずからの反省を、前反省的に与えられている私と世界との関係としての所産的なものを、原初の能産的なものと想定されたものから再構成し、それゆえ、所産的なものがあらかじめ構成されてきた道とまったく同じ道をたんに逆から辿っているにすぎないのだと自己理解ないし錯覚している。

しかしながら、「知覚」から峻別された「思考」によるこの反省的再構成は、私と世界の前反省的な「母なる絆」の回復などではけっしてないのであり、むしろその絆を、「思考と思考対象の関係、コギトとコギタトゥムとの関係」(VI57/56)という觀念論的な内在的関係に転換してしまう「二次的操作」(VI55/53)にすぎない。それにもかかわらず、反省哲学自身はそのことに気づいていないのであり、その意味で反省哲学は哲学的に「素朴」(VI56/54)であり「幼稚」(PP )なのである。

反省哲学が「素朴」なのは以下の四つの理由による。

第一に、たとえ反省哲学が、みずからの反

省を、反省以前の原初的で直接的なものである「母なる絆」についての再構成ないし回復なのだと言い立てるとしても、その反省は、「母なる絆」の「回復の努力としての自己自身」を、ないし反省的運動の中での「自分自身の役割」を、例外的な存在として位置づけてしまい、すなわち、<思考するもの>(デカルト)や<超越論的統覚>(カント)それ自身の在り方を、この反省的運動そのものの枠内から除外して、特権的存在として祭り上げている。それによってまた、主観は、「無世界的主観」(ハイデガー、メルロ=ポンティ)とか、「世界からの逃避」としての「自己意識」(アーレント)という特権的位置づけを与えられてしまうのである。言い換えれば、知覚する者を、<知覚作用を思惟する者>と見なすことによって、「見る者は同時に見えるものであり」「触れる者は同時に触れられるものである」ことを忘却してしまうのであり、つまり認識主観とは、認識する主観であると同時に他人によって認識される主観でもあることを忘却してしまうのだ。

反省哲学は、みずからの標榜する「徹底主義」(VI55/52)の掟を、例外者としての特権的主観の措定によってみずから破っていることになる。逆に言えば、真の反省 それをメルロ=ポンティは「超反省 *surréflexion*」(VI61/59)と呼ぶがそれは、反省の運動そのものの外部に特権者を認めずに遂行されるものでなければならない。

第二に、反省哲学は、世界の現実存在に対する方法的懐疑によって、懐疑以前にすでにあらかじめ開かれている世界の知覚、ないしは「世界とのより密かな関係」としての「世界への開在性 *ouverture au monde*」(VI57/56)を、思考と思考対象の「内的関係」(VI62/60)に還元してしまい、これによって、知覚世界を、知覚ならざる思考の「志向対象(ノエマ)」(VI67/66)に変えてしまう。しかもそのみならず、同時に、反省する主観を、脱身体化した思考的主観一般にまで高めることになり、このことによってついには、主体相互の差異を超越論的に同一化してしまい、その結果、相互主観性や他者の問題を問題として意味をなさない問題と見なしてしまう。「反省的分析は、世界の問題と同じく他者の問題をも無視してしまうのである」(PP )。

第三に、ところが実のところ、「反省[哲学]は、[反省以前に]つまり方法的懐疑以前に]世界があらかじめ現前していることをたえず感じとっているのであって、世界のそのようなあらかじめの現前に依存し、そこからおのれの全エネルギーを借り受けているのだ」(VI55/53-54)。言い換えれば、世界のあるあらかじめの現前は、「反省」による「内在」への還帰によって<はじめて>「証明」されるようなものなのではなく、むしろ逆に、世界の現前こそが「反省」を<促している>のだ。

私が世界と他者から[内在の]私へと呼び

戻され、そうして反省の道を歩むことができたのも、まず何よりも、私が[反省以前に]あらかじめ私の外に、世界の内に、他者のそばにいたからでしかないのであり、そしてこの経験こそがたえずよみがえっては私の反省に養分を与えてくれているのである。(VI74 訳 73)

反省が可能になるのは、あくまでも私がいかにあらかじめ前反省的なものもとにいたからであり、反省は「そこからおのれの全エネルギーを借り受けている」のである。前反省的な直接的なものは、反省の尽きることのない糧であり、「不断の資源」(VI223/238)なのである。反省哲学は、「事実上の世界を、一挙に超越論的領域に変身させる」(VI68/67)ことによって、事実的世界における知覚主体と知覚世界の関係や、相互主観的関係を、つまり原初的な事実性の次元を「一挙に」飛び越えてしまい、それによって、事実的世界を隠蔽し忘却してしまう。

第四に、メルロ=ポンティによれば、反省哲学における自己意識ないし「知覚するという思惟 *pensée de percevoir*」とは異なり、見つめる自己の身体の「自己知覚 *perception de soi*」(VI303/365)は、自己を物や世界から上空飛翔させることなく、むしろ自己を世界に内属せしめて、自己を物や他者のあいだに置くことにほかならず、言い換えれば、自己知覚とは同時に世界へと超越する知覚の謂にほかならない(「世界への超越」と「世界からの超越」の区別)。

したがってまた、経験を、自己意識ならぬ自己知覚を通して「記述」しようとするメルロ=ポンティにとっては、いかにして内在的な意識領域から外的世界へと超越することが可能であるのかという問題設定、すなわち、デカルト哲学における物体世界の存在証明における問題設定それ自体が、そもそものはじめから意味をなさない問いだということになる。メルロ=ポンティにおいては、「自己知覚」は同時に世界への自己の超越だという点において、彼はハイデッガーと立場を共有している。ハイデッガー曰く、「そもそも世界というものが存在するのかどうかという問題設定、および世界の存在を証明することができるのかどうかという問題設定は、世界内存在としての現存在が立てる問題としては・・・意味をもたない問いなのである」(SZ202)。なぜならば、世界は、証明されることよって始めて存在しうようになるのではなく、現存在は、はじめからすでに世界へと超越している存在者だからであり、現存在は反省によって「内在」領域に「逃避」する以前にすでに、自己を超越し、他者や事物のもとに存在している。それゆえにことさら他者や事物の存在を「証明」する必要はないのである。

以上の理由によってメルロ=ポンティは反省哲学を批判している。

以上のようなメルロ=ポンティのカント解釈ないしカント批判に対して、どのように考えたらよいのであろうか。たしかに、『純粹理性批判』「分析論」におけるカントは、メルロ=ポンティが語るような意味での「反省哲学」の立場からみずからの哲学を展開していると言えるかもしれない。しかしながら他方、『純粹理性批判』「弁証論」や『判断力批判』においてカントは、それとは異なり、むしろ、メルロ=ポンティの現象学的立場を先取りしているかのようである。本節では、この点について考えてみたい。

まず、『純粹理性批判』「弁証論」を見てみよう。

「弁証論」でのカントは、主観の有限性に関して、『純粹理性批判』の「感性論」でのような、触発によって感覚的多様を純粹に受け取るという意味での単なる受容性や受動性としての有限性ととどまらず、主観の存在様式についてのより内容豊かな議論を展開しているように思われる。世界についてのアンチノミー論からわかるように、世界とともに物自体と見なす定立と反定立とがアンチノミーに陥ることを回避するために、カントは、世界を<観念的なもの>と捉え直す。しかし<観念的>とはいえ、世界の観念性は、空間・時間の直観形式において与えられカテゴリーによって規定可能である、現象の観念性とは明確に区別されなければならない。なぜならば世界の観念性は、事実上も権利上も、未規定的なままにとどまるからである。言い換えれば「弁証論」における世界概念は、カテゴリーによって規定可能な因果必然的な自然世界でもなければ、科学的実在論が前提するような物自体としての「大客観」でもなければ、あるいは、アンチノミーに陥る独断論と懐疑論が前提する物自体としての世界でもないという意味での観念性を有している。現象でもなければ物自体でもなく、むしろ「現象の総括」(B447, B534f., B587)と呼ばれる世界は、現象のように主観の感性形式において与えられるものではなく、原理上規定不可能な未規定的<対象>なのであり、その意味ではむしろ、感性形式とともに悟性形式をも超越している。カントはこのような意味において世界を、理性概念とか理性理念と呼ぶ。カントにおいて世界とは、「感性論」や「分析論」の枠内においては捉えがたいものなのである。

ところで、このように世界は、観念的でありながらも、感性形式において与えられカテゴリーによって規定可能な認識の対象などではないということ、このことは何を意味するのであろうか。言い換えれば、感性や悟性を超越する世界は、認識可能な対象ではなく感性と悟性を超越しているのであるが、そうであるかぎり、そのような世界に関わる主体とはいかなるものなのか。またその存在論的身分とはどのようなものなのであろうか。この問題は反省哲学においては問いとして提

起されなかった問題である。

ここでの主体とは、「感性論」や「分析論」での認識主観のような、世界の外部から世界を認識するような「無世界的主観」ではないはずであり、むしろそれは、世界の内部から世界に関わるものとして「世界内存在」だと言えるのではないのだろうか。つまり、「弁証論」での世界論を踏まえるかぎり、認識する主体は、認識する主観でありながらもまた同時に諸事物の間に位置しながら他者によって認識される主体でもあるということを示しているのではあるまいか。

このように「弁証論」における世界論は、「感性論」と「分析論」の枠内では捉えることのできない世界概念であるとか、世界内存在という主体の在り方などを浮かび上がらせてくれる。「弁証論」は、従来の「分析論」中心のカント理論哲学の解釈によっては見逃されていたカント哲学の新たな様相を、われわれに思い知らせてくれるのである。

ところで、そもそもなぜカントは、経験の可能性の問題を論じる「感性論」や「分析論」において、世界概念やこの概念が含意する哲学的重要性に言及していないのであろうか。

思うにそれは、たしかに、理性概念としての世界が、感性形式や悟性形式を「超越」しているからではあるのだが、しかしながら世界のこの超越とは、けっしてたんに物自体としての超越という否定的意味での超越のことではなく、むしろ、世界が、「経験一般の可能性の条件」としての空間時間・カテゴリーが規定的な活動をなしうるための未規定的な背景ないし地平だという意味での超越のことではなからうか。言い換えれば、規定的判断としての経験一般を可能にする条件としての空間時間・カテゴリーは、それら条件を「超越」している理性理念としての世界地平に未規定的な仕方では支えられ、理性のその「超越」的場においてこそはじめて、それぞれの規定的働きを遂行しうるのである。この意味において、経験一般の可能性の構成的条件は、理性の未規定的な統制的理念に基づいているのである。

しかしながら、カントは、経験の可能性の条件の探究において、感性・悟性と理性との、このような不可分ではあるが未規定的な関係については、「分析論」においても「弁証論」においても自覚的にその内容を十分には展開しなかった。そのために、あたかも、彼の経験の理論が、理性理念なしに「感性論」と「分析論」のみから成立しているかのような印象を与えてしまい、またそのような解釈がカント認識論の一般的な伝統的な解釈にもなってしまった。

さらにいえば、「分析論」においてカテゴリーの使用を可能的経験に制限できたのは、感性形式へのカテゴリーの依存はもちろんではあるが、それとともに「弁証論」での理性論をあらかじめ前提していたからこそなのであるまいか。つまりカテゴリーの使用

を限界づけているのは感性のみならず理性理念もまた重要な役割を果たしているのである。

それどころか、さらに想像をたくましくすれば、もしもカントが経験の可能性についての理性理念の重要性についてより深く追求していたならば、感性世界を、カテゴリーによって規定可能な因果必然的自然世界として捉えることが抽象的ないし派生的なことであり、そのような因果必然的自然世界の手前には、未規定的な知覚世界の広大な領野があらかじめ開かれているのだということにも気づいたかもしれない。

次に、以上の「弁証論」の意義を踏まえながら、さらにカントの経験の理論についての『判断力批判』の重要性について考えてみたい(2)。

「弁証論」に関する上述の議論から窺知されるように、悟性は理性を背景とした「分析論」は「弁証論」に支えられており、したがってまた、構成的原理に基づく規定的判断としての認識判断(実践的判断も含めて)は統制的理念に基づく反省的判断に支えられている。そしてこのことは、『純粹理性批判』『分析論』と『判断力批判』との関係についても言えることである。

カントにとって判断力とは、本来、規定的判断力と反省的判断力を含めた判断力一般を意味するというよりも、むしろ、規定的判断力の根底にある反省的判断力を指示しており、そのためにまた、反省的判断力を主題とする第三批判書を、ことさら<反省的判断力批判>とは呼ばずに、たんに『判断力批判』と名づけたと思われる。したがってまた規定的判断力と反省的判断力は、けっして同一の類に属する二種類の並存する判断力ではなく、規定的判断力の規定作用は反省的判断力の反省作用に基づいてこそ可能なのである。つまり特殊を構成的普遍のもとに包摂する規定的判断力は、特殊のための規則の発見ないし産出に関わる反省的判断力を前提にしているのだ。『純粹理性批判』『図式論』において、規定的判断力の可能性の根拠としての構想力の働きが「人間の魂の深部にある隠れた技」(B180)だと呼ばれているが、そこでの構想力とは、根源的には、反省的判断力の反省作用における産出的ないし創造的な構想力の働きだと解しうる。

カントが『純粹理性批判』や『実践理性批判』において主題的かつ顕在的に論じたのが規定的判断力に基づく理論的判断および実践的判断であるからといって、規定的判断力が、発生的にも権利上も、反省的判断力に先立っているというわけではないのだ。それどころか、全体的で未規定的な統制的理念がつねにすでに、非主題的・前述定的・潜在的な仕方では規定的普遍を統制しながら作動しているからこそ、『純粹理性批判』『分析論』や『実践理性批判』においてカントは、規定的な理論的判断や実践的判断をことさら主題

化して論じることができたのである。『純粹理性批判』「図式論」での判断論や『実践理性批判』「範型論」での判断論は、規定的判断力の根底につねにすでに「隠れた」仕方で作動している反省的判断力や産出的構想力をあらかじめ前提にしたうえでの議論なのである。

反省的判断力こそが、規定的判断力の根底にあって、後者の規定的働きに先立ってつねにすでに作動しているのであり、言い換えれば、構成的原理の根底には統制的理念がつねにすでに作動しているのだ。この意味では、三批判書の基礎づけ関係についても、第一・第二批判から第三批判へ向かうのではなく、むしろ、第三批判から第一・第二批判へ向かう方向においてカント哲学を解釈する必要があるのではなからうか。

体系的な基礎づけ主義よりも事象そのものに即しながらみずからの現象学を展開するメルロ=ポンティは、従来のカント解釈とは異なり、『純粹理性批判』の「分析論」よりもその「弁証論」や『判断力批判』を高く評価している(PP, 351)。上述したように、カント自身のテクストからも、悟性に対する理性の優位、あるいは、構成的原理に対する統制的理念の優位、さらには規定的判断力の根底にある反省的判断力という観点などを見てとることができる。反省哲学に対するメルロ=ポンティの批判は、「分析論」よりも「弁証論」や『判断力批判』を優位させるカントによる、自己反省ないし自己批判を踏まえたものだと解釈できるのではあるまいか。

註

引用文中の[ ]内および傍点は、断りのないかぎり筆者(円谷)によるものである。引用頁数は、以下の略号によって本文中に記すが、邦訳を併記する場合には、原書/邦訳の順に示してある。『純粹理性批判』からの引用箇所は、慣例に従い第二版の頁数をBと表記した。

VI M. Merleau-Ponty, *Le visible et l'invisible*, Gallimard, 1964、邦訳『見えるものと見えないもの』、みすず書房、滝浦静雄・木田元訳、1989年

PP M. Merleau-Ponty, *Phénoménologie de la perception*, Gallimard, 1945

TLP L. Wittgenstein, *Tractatus Logico-Philosophicus*, Routledge and Kegan Paul, 7. imp., 1958

SZ M. Heidegger, *Sein und Zeit*, Max Niemeyer, 12. Aufl., 1972

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 4 件)

円谷裕二、カントの超越論的哲学からアレントの政治哲学へ 根源悪と人権概念をめぐって、九州大学大学院人文科学研究院紀

要『哲學年報』、査読なし、第 77 輯、2018 年、1-24 頁

円谷裕二、『判断力批判』における超越論的哲学の新たな可能性 反省的判断力の根源性、『新・カント読本』、法政大学出版局、2018 年、221-232 頁

円谷裕二、"Faktum der Vernunft" als Überwindung des Dualismus in Kants Ethik, *TETSUGAKUNENPO, Annual of Philosophy*, No.75, 2016, Faculty of Humanities, Kyushu University, pp.1-14

〔学会発表〕(計 1 件)

円谷裕二、カントとメルロ=ポンティ、日本カント協会シンポジウム、2017 年

〔図書〕(計 1 件)

円谷裕二、北樹出版、『デカルトとカント 人間・自然・神をめぐる争い』、2015 年、235 頁、

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

出願年月日:

国内外の別:

取得状況(計 0 件)

名称:

発明者:

権利者:

種類:

番号:

取得年月日:

国内外の別:

〔その他〕

ホームページ等

#### 6. 研究組織

##### (1) 研究代表者

円谷 裕二 (Tsuburaya Yuji)

九州大学・人文科学研究院・教授

研究者番号: 60227460

##### (2) 研究分担者

研究者番号:

##### (3) 連携研究者

研究者番号:

##### (4) 研究協力者